

基準 1 1. 社会的責務

1 1-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

1 1-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がなされているか。

組織倫理の基本となる規程は「学校法人石田学園寄附行為」「広島経済大学学則」を背景にして、「学校法人石田学園校務組織・分掌規程」「学校法人石田学園就業規則」「学校法人石田学園教育職員勤務規則」として定められている。これらの規程は学園内組織に属する者の職務・役割分担等を定め、社会的機関としての中核をなすものである。

特に、就業規則第 26 条の「服務遵守」規定には、教職員は、「和を以て貴しと為す」の建学の精神に則り、教学の方針に基づき、誠実にその職務を遂行し、常に各職場の秩序を守り、本学園諸規則を遵守し、かつ上司の職務上の指示に従わなければならない、とある。

そのほか、「学校法人石田学園におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」「学校法人石田学園広島経済大学個人情報保護規程」「広島経済大学科学研究費補助金の管理監査規程」など組織倫理に関する規程がある。

また、高等教育機関である本学はその使命を教育重視の大学として存在することにおいており、その社会的責務の第一は人材育成である。その目標を達成するための政策や事業計画を意思決定するに当たり、学生志向を意味する「Be Student-oriented（すべては学生のために）」という行動指針に基づいて判断している。この行動指針は既述のように平成 6(1994)年から学内外に公表され、本学の教職員のあらゆる行動・判断を規制している。

1 1-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

上記のような組織倫理に関する規程で学園を運営しているが、現時点では特に支障をきたしていない。

「学校法人石田学園広島経済大学個人情報保護規程」のほか、「学校法人石田学園広島経済大学個人情報開示等取扱要項」「学校法人石田学園広島経済大学個人情報の取扱についての不服の申立てに関する細則」「学校法人石田学園広島経済大学個人情報取扱業務の委託基準」などの規程も学内 LAN で公開し、平成 17(2005)年 4 月 1 日から施行している。また、個人情報の利用目的は必要に応じて見直しを行っている。

セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談への対応のため、教員 3 名・職員 3 名を相談員に任命している。また、理事長は相談員からの報告を受け、必要と認めた場合、その解決のために調査委員会を置くものとしている。また、セクシュアル・ハラスメント防止のために、人権問題等検討委員会主催の全教職員対象の研修会を年 1 回実施している。

障害者支援として、施設設備および生活環境の整備については基準 4-3-④で述べたとおりである。また、各授業担当教員には障害者への配慮依頼、移動補助支援をお願いしており、全学的に展開している。

組織倫理規程としては特別定めていないが、本学の行動や意思決定が社会常識に照らして誤っていると判断された時は、速やかに届出、公表することを日頃から理事長が強調し、率先垂範している。トップの日頃の行動の中からも教職員は行動規範を学んでいる。

(2) 11-1の自己評価

「就業規則」その他の規程で教職員がしてはならないこと（秘密漏洩、権限濫用、学園内における政治活動、セクシュアル・ハラスメント、プライバシーや名誉その他の人権侵害など）を定めている。また、万一それに違反した場合は就業規則の懲戒の定めに従い、適切に運営している。

(3) 11-1の改善・方策（将来計画）

社会的機関として必要な組織倫理が確立されているが、これを教職員にさらに周知させ社会的責務を果たしたい。そのために、平成 20(2008)年 9 月に予定されている教職員セミナーにおいて、建学の精神、大学の基本理念（立学の方針）、教育目的、行動指針等を確認させ教職員のさらなる自覚を促したい。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学では総務部が、全学の危機管理を統括する。現在、全学的な危機管理マニュアル（緊急連絡網作成済み）を整備中である。

●防災・防犯体制

総務部管財課は防災および警備等の業務を担っており、防災関係の危機管理マニュアルを作成し、教職員全員に配布している。災害時には、緊急対策要綱規程および防災手引書に基づいて行動するよう指導している。また、「防犯に関するアンケート（平成 19 年 6 月）」調査を実施し、電灯を 10 箇所（36 万円）新たに設置するなど対策を施した。また、不審者対応のため、平日の警備として正門に 2 人、学内に 3 人配置し、監視カメラは学生駐車場に 2 箇所、メディア情報センターの各教室などに 23 箇所設置している。その他、ダミーの監視カメラを 7 箇所設置している。耐震対策として、平成 18(2006)年度に耐震診断をし、平成 19(2007)年度に 1 号館・2 号館の耐震改修を終了し、平成 20(2008)年度に第一クラブハウスを改修する予定である。その他、本学は広島市から広域避難場所の指定を受けているため、救援物資の輸送拠点となっており、飲料水兼用型耐震性防火水槽が設置されている。

●不正防止・入試ミス防止体制

「科学研究費補助金の管理監査規程」に基づき、年 1 回、教員に対して研究費の不正使用防止に関する説明会を実施している。万一発生した場合は、不正防止委員会に諮る。入試関係の危機管理としては、「入試問題作成要領」を問題作成者全員に配布し、問題の外部への流出防止に努めると共に、問題のチェックを作成者が 5 回、外部業者が 3 回実施し万全を期している。更に、試験当日に問題作成者でない教員が問題を解き、職員が問題の形式（番号の並びや質問と答の整合性など）を最終チェックしている。

●学生の危機管理

防災訓練は、4 月に新入生対象に消防署担当者の講話を、消防訓練とみなし、消防署に報告している。

交通機関の運行停止と特別な状況－風・雨・雪の警報が発せられた場合の取扱いにつ

いては、「緊急時の授業・学内定期試験の取扱い」に基づき適切に対応できており、現時点では混乱はない。

学生の不祥事対策として、学生生活委員会が懲罰案を提案し教授会で決定する。問題によっては本人および保護者に対し、学長あるいは学部長から厳重な注意と処分を通達する。

多様化した学生への心的支援については基準 4-3-④に述べたとおり、学生相談室が対応している。

そのほか、AED（自動対外式除細動器）を平成 15(2003)年に 1 台、平成 19(2007)年に 2 台設置し、平成 20(2008)年に 1 台設置する予定である。その使用方法についてクラブのサークル責任者（約 240 人）、教職員（約 30 人）に講習をし、応急措置が可能になった。

(2) 11-2の自己評価

総務部が全学の危機管理体制を整備中であるが、教職員の危機管理意識が十分とはいえない。

不審者侵入の防止や防犯対策についてはかなり充実していると評価している。

防災関係の危機管理マニュアルについては作成を急いでおり、作成後は教職員全員に配布する。マニュアルを生かすための実地訓練等の実施についても検討中である。

科学研究費補助金の不正使用や入試問題漏洩の不祥事は過去 1 件もない。

(3) 11-2の改善・方策（将来計画）

学園全体の危機管理マニュアルを早急に取りまとめ、教職員・学生の危機に対する意識向上を図る。

防災関係の危機管理マニュアルは作成しているが、これに基づいた緊急連絡を含む防災訓練等を実施する。

「学生、教職員等の個人情報保護規程」を策定した平成 17(2005)年度前後は、講習会や教授会等での注意喚起をしばしば行ったが、平成 20(2008)年 9 月に個人情報保護に関する研修会を実施する。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

●ホームページ

大学広報活動は、主として入試広報室が担当しているが、本学ではホームページを最も有効な広報媒体と位置づけているので、各部門にホームページ担当者を決め、それぞれの部門から最新の情報を発信している。

本学教員の担当する専門分野と研究概要について毎年 1 回更新し、ホームページで紹介すると共に、その小冊子『教員研究一覧－平成 19 年度版』を地元の新聞・テレビなど

の記者に配布し、活用してもらっている。

全教員対象の学生による授業評価を平成 12(2000)年度から開始し、翌年から年 2 回実施している。その評価結果を当初より小冊子で公表し、その後ホームページでも学内に公表している。小冊子は学務センターや図書館に常備され、誰でも見られるようになっている。

●新聞「広島経済大学大学広報」

「広島経済大学大学広報」を年 3 回～4 回発行し、約 2 万部を配布している。

●冊子「広島経済大学大学案内」

高校生、保護者、高校教員への有力な情報提供ツールである。

●研究出版物

本学の紀要は、広島経済大学経済学会が刊行しているが、地域経済研究所が委任事業として実質的な刊行を行っている。紀要は、『広島経済大学研究論集』『広島経済大学経済研究論集』の 2 種類で、それぞれ年 4 回刊行している。

研究双書は、学術上重要な研究成果であるが、商業的出版が著しく困難と思われるものを『広島経済大学研究双書』として、地域経済研究所が刊行するものである。平成 14 (2002)年度からは、市販の出版社からの刊行も可能となり、教員の研究成果をより広く頒布することができるようになった。

●教育・研究活動を通じての情報発信

「広島経済大学公開講座」はビジネスに関する公開講座である。本学教員が担当する定員 100 人の一般社会人対象の公開講座を 4 回連続で開催している。平成 19(2007)年度のテーマは「経済活動と環境問題」であった。

平成 12(2000)年度から始めている「教養特別講義 I・II」は単位認定の正課授業であるが、これを地元の人々にも無料で開放している。それ以前はスポットで「特別講義」を実施してきた。

平成 20(2008)年 5 月から開講のビジネスマン向け「キャリアアッププログラム」は本学が経済専門大学としての特長を活かすものである。

学内外で大きく取り上げられている興動館教育プログラムの一つに興動館プロジェクトがある。国際交流、社会貢献、地域活性、経済活動などに関する学生プロジェクトを大学が物心両面から支援するもので、本学の最も力を入れているプログラムの一つである。

このように教育・研究活動を通じて大学の情報を発信している。

●マスコミへの対応等

本学のパブリシティ活動は、広報一元化の観点から入試広報室がその業務を取り扱っている。各部署や教員から情報を集め、ニュースリリースを作成し、県の記者クラブや各支社を回り、ニュースを提供している。平成 18(2006)年と平成 19(2007)年度は 50 を超えるリリースを実施した。ニュースリリースやその他の取材協力などを含めると年間 150 を超える取材を受けている。

(2) 11-3の自己評価

費用対効果の観点から、今後益々ホームページが有効と判断し、平成 19(2007)年にホー

ホームページを一新した。各部門の担当者を決め、ホームページを有効に利用するための教育を継続しており、「2007年8月大学サイトランキング」（ゴメス・コンサルティング株式会社）で450校中総合2位に評価された。

地域経済研究所は、研究所本来の研究活動を行うことはもとより、大学を取り巻く環境の変化に対応し、広島経済大学の学術情報を発信する基地としての役割を担っている。

「広島経済大学公開講座」や「特別講義」は一般からも高く評価されており、今後も継続していく必要がある。

興動館プロジェクト活動は「人間力」をつける課外活動と位置づけており、地域社会（一部は海外）との関わりが欠かせない。例えば、「子供たちを守ろうプロジェクト」は、近隣の小学校に学生が出向いてのガードボランティア活動で、地域に理解と協力を求める活動そのこと自体が広報活動であり、地域社会から高く評価され、マスコミにも何度も報道されている。

（3） 11-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育・研究成果を、現在の刊行物に止まらず、ホームページでも広報するなど更に充実した広報体制を構築する。さらに、マスコミへのリリースもさらに積極的に行う。

また、平成20(2008)年8月に興動館教育プログラムを広く周知させるため、高校・高校生・保護者等を対象に「興動館通信」を発刊する予定（年2回）。

【基準11の自己評価】

組織倫理に関する規程整備は十分であると思われる。

危機管理マニュアルについては早期の作成が求められ、現在進行中である。

本学のホームページは、ユーザビリティへの細かな配慮と、ユーザーにとっての有益な情報を多数公開していることにより、「2007年8月大学サイトランキング」（ゴメス・コンサルティング株式会社）で450校中総合2位に評価された。ホームページは現時点では学生情報（受験生が「なぜこの大学を選んだのか」「この大学で何を学べるのか」などを知る上での重要情報）に力を入れた作りとなっているが、これまで以上に教育研究成果の幅広い広報にも活用することが必要である。

【基準11の改善・向上方策（将来計画）】

組織倫理の徹底のため必要な組織倫理が確立されているが、教職員セミナー等を通じてこれを教職員にさらに周知させ社会的責務を果たしたい。

危機管理については、学園の危機管理マニュアルを作成し、教職員・学生に周知を図り、防災訓練等を実施する。

広報体制については、ホームページをさらに充実させる。